

議案第24号

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の2 長野市活力ある学校づくり検討委員会の項を次のように改める。

長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立長野中学校・長野高等学校における時代の変化に対応した魅力ある学校づくりに関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	1年
-------------------------	--	-------	----

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 25 号

長野市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

長野市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和41年長野市
条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第4 男女共同参画審議会委員の項の次に次のように加える。

子どもオンブズパーソン		192,000	
-------------	--	---------	--

別表第4 保育所医師の項中「70,200円」を「98,400円」に、「82,000円」を
「115,000円」に、「85,500円」を「119,900円」に改め、同表学校医等の項中
「108,000円」を「148,500円」に、「161,000円」を「201,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第4 男女共同参画審議
会委員の項の次に次のように加える改正規定は、長野市子どもの権利条例（令和7年
長野市条例第39号）附則ただし書に規定する日から施行する。

議案第26号

長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

長野市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和41年長野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「定める給料月額」の次に「（以下「給料月額7割措置」という。）」を加える。

附則第21項を附則第24項とし、附則第20項を附則第23項とし、附則第19項を附則第22項とし、同項の前に次の3項を加える。

19 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者（長野市立学校職員の給与に関する条例附則第19項の適用を受ける者を除く。）のうち、基礎在職期間中に、第5条の2第1項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項から附則第21項までに定める額とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次項に規定する特別特定減額前給料月額が存しない場合

(2) 次項に規定する特別特定減額前給料月額又は同項に規定する7割措置前給料月額が退職日給料月額以下である場合

(3) 次項に規定する特別特定減額前給料月額と同項に規定する7割措置前給料月額とが同額である場合

20 基礎在職期間中に、第5条の2第1項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における第5条の2第1項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（当該給料月額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職日給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この項及び次項において「上位減額前給料月額」という。）に係る当該減額をされた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この項及び次項において「下位減額前給料月額」という。）に係る当該減額をされた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア その者が下位減額前給料月額に係る当該減額をされた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の下位減額前給料月額に対する割合
- イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合
- (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
- イ 前号アに掲げる割合
- 21 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
- (1) 60以上 上位減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額
- ア 60以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- イ 60未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に同項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長野市一般職の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第18項から第21項までの規定は、令和6年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

(退職手当の内払)

- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に退職した職員に対して、同月1日から施行日の前日までの間にこの条例に

よる改正前の長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の規定により支払われた退職手当は、新条例の規定による退職手当の内払とみなす。

議案第 27 号

長野市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市市税条例の一部を改正する条例

長野市市税条例（昭和42年長野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「別表に掲げる市の掲示場に掲示して」を「の規定の例により」に改める。

第23条第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び」に改め、同号イ中「第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭」を「第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第61条の2第1項第6号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第3条の2の3を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第61条の2第1項第6号の改正規定 公布の日

(2) 第7条の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の長野市市税条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第23条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金（）」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、）」と、同号イ中「寄附金」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭を含む。）」とする。

（準備行為）

第4条 新条例第23条第1項第3号イに規定する寄附金に係る指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 28 号

長野市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市手数料条例の一部を改正する条例

長野市手数料条例（平成12年長野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「35,000円」を「37,000円」に、「7,800円」を「8,200円」に、「24,000円」を「25,000円」に改め、同表の5中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の6中「23,000円」を「24,000円」に、「8,100円」を「8,700円」に改め、同表の7中「23,000円」を「24,000円」に改め、同表の10を次のように改める。

10 食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

区分			金額		
(1) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定による営業の許可の申請に対する審査	ア 飲食店営業	(ア) 露店営業（祭礼又は催事の期間内に臨時に行われる営業で、組立式等簡易な施設設備により簡易な調理等を行うものをいう。）	新規	6,200円	
			更新	4,900円	
		(イ) (ア) 以外のもの	新規	18,000円	
				更新	14,000円
	イ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、食肉販売業、魚介類販売業又は集乳業	新規	11,000円		
		更新	9,100円		
	ウ 魚介類競り売り営業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、そうざい製造業、冷凍食品製造業、密封包装食品製造業又は添加物製造業	新規	23,000円		
		更新	19,000円		
	エ 菓子製造業、アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、漬物製造業又は食品の小分け業	新規	16,000円		
		更新	13,000円		
	オ みそ又はしょうゆ製造業又は酒類製造業	新規	18,000円		
		更新	14,000円		
	カ 複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業	新規	31,000円		
		更新	26,000円		
注					
1 「新規」とは、2以外の場合をいう。					
2 「更新」とは、食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者が、当該許可の有効期間満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合をいう。					

別表第1の13中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の14中「8,000円」を「8,700円」に、「5,900円」を「6,500円」に、「11,200円」を「12,100円」に、「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表の15中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の16中「23,000円」を「24,000円」に、「7,700円」を「8,100円」に改める。

別表第2の1第43号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の1第44号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表の2中「23,000円」を「24,000円」に、「29,000円」を「30,000円」に、「27,000円」を「28,000円」に、「34,000円」を「35,000円」に、「31,000円」を「32,000円」

に、	「	39,000円	を	「	40,000円	に、「48,000円」を「50,000円」
	35,000円	37,000円				
	43,000円	45,000円				
	39,000円	41,000円				
	」		」			

に、「47,000円」を「49,000円」に、「56,000円」を「59,000円」に、「59,000円」を「62,000円」に、「70,000円」を「73,000円」に、「71,000円」を「74,000円」に、「83,000円」を「86,000円」に改め、同表の7中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附則に次の1項を加える。

(食品衛生法の規定による営業許可の審査に係る手数料の金額の特例)

- 6 令和8年7月1日において現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を営んでいる者が、同日以後当該営業について最初に食品衛生法第55条第1項の規定による許可を受けようとする場合における別表第1の10の規定の適用については、同表の10中「6,200円」とあるのは「4,900円」と、「18,000円」とあるのは「14,000円」と、「11,000円」とあるのは「9,100円」と、「23,000円」とあるのは「19,000円」と、「16,000円」とあるのは「13,000円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日

から施行する。

- (1) 別表第2の1の改正規定 公布の日
 - (2) 別表第2の2及び同表の7の改正規定並びに次項の規定 令和8年4月1日
 - (3) 別表第1の14の改正規定（「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める部分に限る。） 令和8年5月1日
 - (4) 別表第1の2、同表の5から同表の7まで、同表の10及び同表の13の改正規定、同表の14の改正規定（「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める部分を除く。）、同表の15及び同表の16の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和8年7月1日
（経過措置）
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の長野市手数料条例別表第2の2及び同表の7の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に行われる申請から適用する。
 - 3 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の長野市手数料条例別表第1の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に行われる申請等から適用する。
（長野市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）
 - 4 長野市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年長野市条例第6号）の一部を次のように改正する。
附則第4項を削る。

議案第 29 号

長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年長野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第30号

長野市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第3条）
 - 第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）
- 第3章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準について定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1

項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が

行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費

用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援

給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当する

ものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を取

受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通

園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信

者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

長野市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

長野市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長野市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和41年長野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第3条第1項の認定を受けた」を「第3条第10項の規定による公示がされた」に改め、「規定する保育所」の次に「（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）附則第3条第1項の規定により公示をしたものとみなされる保育所を含む。）」を加え、同条第5項中「一時預かり保育」の次に「、第4項の規定による乳児等通園支援」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、保育所において、前条に規定する保育所の休日以外の日に法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）を行うことができる。

第8条中「及び」を「、保育所における」に改め、「扶養義務者」の次に「及び保育所における乳児等通園支援を利用しようとする乳幼児に係る乳児等支援給付認定保護者（支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）」を加える。

第9条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 支援法第30条の18第1項の規定により乳児等支援給付認定を取り消されたとき。

第11条第1項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

第12条中「第7条第3項本文の規定により」を「保育所における」に改め、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第4号中「前条」を「第12条」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前条に規定する保育料 乳児等通園支援を利用した日

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援の保育料）

第13条 保育所における乳児等通園支援を利用する乳幼児の乳児等支援給付認定保護者は、規則で定める額を保育料として納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 32 号

長野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

長野市福祉医療費給付金条例（昭和51年長野市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（第3条第2号オに該当する者の入院に係る療養の給付等を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長野市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）に係る福祉医療費給付金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る福祉医療費給付金の支給については、なお従前の例による。

議案第 33 号

長野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長野市国民健康保険条例（昭和43年長野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第12条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条の5中「66万円」を「67万円」に改める。

第16条の5の5第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第16条の10の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第16条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第22条、第22条の3、第22条の4及び第22条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民

健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第22条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 1,000分の3

(2) 被保険者均等割 1人につき 1,330円

(3) 18歳以上被保険者均等割 1人につき 110円

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 1,200円

イ 特定世帯 1世帯につき 600円

ウ 特定継続世帯 1世帯につき 900円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の15 第16条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第20条第1項中「若しくは第16条の5の3」を「、第16条の5の3若しくは第16条の12」に、「、第22条の3第1項(同条第2項)」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第22条の3第1項(同条第2項又は第3項)」に改め、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第22条の3第3項第1号(同条第4項)」を「同条第4項(同条第5項又は第6項)」に、「第22条

の4第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第22条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「若しくは第22条の5に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第16条の5の3の額若しくは第16条の7」を「、第16条の5の3、第16条の7若しくは第16条の12」に、「、第22条の3第1項に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第22条の3第1項に定める」に、「第22条の3第3項第1号」を「同条第4項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第22条の5に定める額」に改める。

第22条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万 5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり18歳以上被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属

する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の1人当たり18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

6 前項各号の規定によつて算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第22条の2中「及び前条第1項」を「、第16条の5の4、第16条の8及び第16条の13並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項」に改める。

第22条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「第3項」を「第4項」に、「第4項」を「第5項」に改め、同条第4項中「第16条の5の5」との次に「、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替

えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の14」と読み替えるものとする。

第22条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の14」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と読み替えるものとする。

第22条の4第1項中「第5項に」を「第6項に」に、「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に、「第7項」を「第8項」に、「66万円」を「67万円」に改め、同条第4項中「第5項」を「第6項」に、「第8項」を「第9項」に、「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に、「第6項」を「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第6項に」とあるのは「第10項において準用する第6項に」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「前項各号」とあるのは「第5項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。

第22条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、第7項中「前項各号」とあるのは「第10項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。

第22条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第22条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第22条第5項、第22条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市国民健康保険条例第12条の2、第16条の5、第16条の11から第16条の15まで、第20条及び第22条から第22条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第34号

長野市中部勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市中部勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

長野市中部勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（昭和47年長野市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。